

Ⅱ. 後期基本計画

施策11 保健予防の充実

施策の目指す姿

市民一人一人がライフステージに応じた健康診査などを活用し、自ら疾病予防、健康の保持・増進に取り組んでいます。

施策の現状

本市では、妊娠期から子育て期までの相談場所として、保健センターと本庁舎1階に保健師・助産師を配置し、妊娠届出の際に妊婦と直接面談し、子育てに関する情報提供や相談を行う利用者支援事業（母子保健型）の実施や、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施、家庭訪問、健康相談、健康教育など、妊娠期から親子の健康の保持・増進、疾病予防と育児支援に係る事業を実施しています。

子どもの疾病予防については、予防接種法に基づく予防接種のほか、学校では、学校保健安全法に基づく健康診断や歯科健診などを実施しています。

成人の疾病予防については、メタボリックシンドローム、糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防に向けて、健康相談・健康教育などを実施するとともに、がんの早期発見、早期治療のため、各種がん検診などを実施しています。

歯科疾患の予防については、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健事業を推進しています。

施策の課題

- 市民が健康な生活を営むため、健康診査・健康診断や疾病予防に対するより一層の支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 親子の健康の推進

- 妊婦や乳幼児の健康診査により、疾病の早期発見や予防接種の接種勧奨を進めます。また、健康相談や家庭訪問などによる相談指導を実施します。
- 不妊や不育に関する正しい知識の普及を図るため、啓発活動に取り組むとともに、不妊・不育症

検査や不妊治療の経済的負担を軽減するため、その費用の一部を助成します。

(2) 疾病予防の推進

- がんや生活習慣病などの早期発見・早期治療のため、がん検診や健康診査などの受診を勧奨するとともに、精密検査が必要な方には受診を促します。
- メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防のため、健康教育・健康相談を充実します。
- 歯科疾患予防のため、歯科健診や歯みがき指導を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
乳幼児健康診査の受診率	96.8%	100%
大腸がん検診の受診率	6.4%	8.5%
肺検診の受診率	8.3%	10.0%
乳がん検診の受診率	18.0%	22.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 乳児の健全な育成のため、民生委員・児童委員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を活用しましょう。
- 各種健康診査や検診を受診するとともに、健康相談などを有効に活用しましょう。
- 疾病を予防するため、生活習慣を改善しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

